

令和2年6月12日

総務部総務課

専決処分した事件の報告について（損害賠償額の決定）**保育園で発生した事故****1 事故の概要**

- (1) 発生年月日 令和元年9月24日
- (2) 発生場所 江東区東砂二丁目13番2-101号 江東区東砂保育園
内廊下
- (3) 事故の概要 江東区東砂保育園において、児童が廊下で嘔吐したため、
保育園職員が嘔吐物を処理し、消毒液を吹き付け、ふき取るための用具を取りにその場を離れたところ、濡れたままとなっていた廊下で被害者が滑って転倒し、頸部捻挫、腰部打撲等の傷害を負った。

2 決定年月日 令和2年3月31日**3 損害賠償額** 51,880円（治療費等）